

# 専用線サービス利用約款

空港施設株式会社

平成 26 年 8 月 15 日

## 目 次

第 1 章 総則 .....	1	第 21 条 (返金) .....	6
第 1 条 (約款の適用) .....	1	第 5 章 当社の義務等 .....	6
第 2 条 (約款の変更) .....	1	第 22 条 (設備の提供) .....	6
第 3 条 (用語の定義) .....	1	第 23 条 (当社の維持責任) .....	6
第 4 条 (契約者への通知) .....	2	第 24 条 (当社設備の障害等) .....	7
第 2 章 サービスの提供 .....	2	第 25 条 (修理・復旧) .....	7
第 5 条 (サービスの提供範囲) .....	2	第 26 条 (本サービスの一時停止) .....	7
第 6 条 (サービスの種類) .....	3	第 27 条 (本サービスの中止) .....	8
第 3 章 契約 .....	3	第 28 条 (本サービスの廃止) .....	8
第 7 条 (契約の申込み) .....	3	第 29 条 (契約者への通知) .....	8
第 8 条 (申込みの拒絶) .....	3	第 6 章 契約者の義務等 .....	8
第 9 条 (契約の成立) .....	3	第 30 条 (本サービス設備等の障害対応) .....	8
第 10 条 (契約の単位) .....	4	第 31 条 (障害連絡先の特定) .....	9
第 11 条 (開通予定日) .....	4	第 32 条 (契約者機器の設置等) .....	9
第 12 条 (提供する線番) .....	4	第 33 条 (契約者機器の接続) .....	9
第 13 条 (利用責任者の専任) .....	4	第 34 条 (契約者機器の接続の解除) .....	10
第 14 条 (利用期間) .....	4	第 35 条 (契約者機器の運用) .....	10
第 4 章 料金 .....	4	第 36 条 (当社電気通信設備の環境維持) .....	10
第 15 条 (料金) .....	5	第 37 条 (第三者の監督) .....	10
第 16 条 (料金の支払い) .....	5	第 38 条 (情報の提供) .....	10
第 17 条 (料金の計算方法) .....	5	第 39 条 (権利の譲渡等) .....	11
第 18 条 (料金の支払方法) .....	5	第 40 条 (禁止行為) .....	11
第 19 条 (割増金等) .....	6	第 41 条 (アダルトサイト等の禁止) .....	12
第 20 条 (債権譲渡) .....	6	第 42 条 (法の遵守) .....	13

第 7 章 損害賠償 .....	13
第 43 条 (当社の損害賠償責任) .....	13
第 8 章 契約の終了 .....	13
第 44 条 (当社からの解約) .....	13
第 45 条 (契約者からの解約) .....	14
第 9 章 その他 .....	14
第 46 条 (個人情報保護) .....	14
第 47 条 (反社会的勢力の排除) .....	15
第 48 条 (要求の拒絶) .....	16
第 49 条 (準拠法および管轄) .....	16
第 50 条 (誠実協議) .....	16
第 51 条 (雑則) .....	17

# 専用線サービス利用約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

1. 空港施設株式会社（以下、「当社」という）は、この「専用線サービス利用約款」（以下、「本約款」という）によって、専用線サービス（以下、「本サービス」という）を提供します。
2. 本約款は、本サービスの利用に関し、当社と契約者との関係に適用されるものとします。
3. 本約款の他に当社が別途定める諸規定は、それぞれ本約款の一部を構成するものとします。
4. 前項の諸規定の内容が本約款と異なる場合は、当該諸規定の内容が優先されるものとします。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、契約者の承認を得ることなく、本約款を隨時追加・変更することができます。この場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の約款によります。

### 第3条 (用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	本約款に基づき、当社と契約者の間で締結される本サービスの提供に関する契約
契約者	本約款および諸規定の内容について了承したうえで、本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾した法人
開通	当社が本約款に基づき、当社電気通信設備を契約者に引き渡すこと
専用線サービス	空港内に終始する指定された2地点間において、データ伝送、映像伝送等をメタルケーブルまたは光ファイバケーブルを使用して行う通信サービス

電気通信設備	電気通信をおこなうための機械、器具、線路、配線箱、その他電気的設備、電子計算機
契約者機器	本サービスの提供を受けるため、契約者が本サービス接続点の終端または末端に接続する電気通信設備
契約者保有データ	契約者機器上で利用・作成・保管記録等をおこなうファイルデータ、プログラムおよび電子メール等データの全て
契約者情報	<p>個人情報のうち、当社が指定する以下の契約者の情報</p> <p>(1) 契約者名義  (2) 契約者住所  (3) 代表者氏名  (4) 請求先名義  (5) 請求先住所  (6) 担当者氏名  (7) 担当者連絡先</p>

#### 第 4 条 (契約者への通知)

1. 当社から契約者に対する通知
  - (1) 当社から契約者に対する通知は、本約款上で特に定めない限り、契約者情報に基づくメールの送付、ホームページ上での掲示、電話、郵便その他当社が適当と認める方法によりおこなうものとします。
  - (2) 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるとき、通知の効力は、当社のメールが契約者のサーバに到着したとき、または当社の郵便物が契約者に到着したときに生じるものとします。
2. 契約者から当社に対する通知
  - (1) 契約者から当社に対する通知は、当社が指定するメールアドレスへのメールの送付、電話、郵便その他当社が適当と認める方法によりおこなうものとします。
  - (2) 前号の通知がメールまたは郵便でおこなわれるときは、通知の効力は、契約者からのメールが当社のサーバに到着したとき、または契約者からの郵便物が当社に到着したときに生じるものとします。

#### 第 2 章 サービスの提供

#### 第 5 条 (サービスの提供範囲)

1. 当社が本サービスを提供する範囲は、東京国際空港であって、当社の電気通信設備を有する範囲とします。
2. 本サービスの提供範囲の終端は、当社が建物内に設置した配線盤内部の接続点とします。

#### 第 6 条 (サービスの種類)

当社が提供する本サービスには次の種類があります。

種類	内容
光ケーブル専用線	光ファイバケーブルを介してデータを伝送する ことが可能な専用線サービス
メタルケーブル専用線	メタルケーブルを介して音声またはデータを伝 送することができる専用線サービス

### 第 3 章 契約

#### 第 7 条 (契約の申込み)

1. 本サービスの利用を希望する者（以下、「申込者」という）は、本約款に同意したうえで、当社所定の手続きに従い、利用申込みをおこなうものとします。
2. 当社は、契約の申込みにおいて、申込者に対し、別途当社が定める確認資料の提出を要求することがあります。

#### 第 8 条 (申込みの拒絶)

当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当するときは、申込みを承諾しないことがあります。

1. 契約の申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき
2. 申込者が過去に本約款違反により、当社から利用契約を解約されているとき
3. 申込者が反社会的勢力と関係していると当社が判断したとき
4. その他当社が利用契約の締結を不適当であると判断したとき

#### 第 9 条 (契約の成立)

1. 当社は、第 7 条（契約の申込み）の申込みを承諾したときは、提出された申込書にその旨を記載し、これを承諾書として申込者に交付します。
2. 当社との契約は、前項の承諾書が申込者に到達した時点で成立するものとします。

3. 前項にかかわらず、申込者からの初月分の料金の入金を当社が確認できない限り、当社は本サービスを提供する義務を負わないものとします。

#### 第 10 条 (契約の単位)

当社は、提供する光ケーブル 1 芯線またはメタルケーブル 1 ペアごとに、1 の専用線サービス契約を締結します。この場合、専用線サービス契約者は 1 契約につき 1 人に限ります。

#### 第 11 条 (開通予定日)

当社は、申込者との利用契約が成立した場合、契約者に通知した開通予定日までに開通させるものとします。ただし、開通予定日までに、当社の責めに帰すべき事由によらない不測の事態が生じたときは、この限りではないものとします。

#### 第 12 条 (提供する線番)

当社は、提供する光ケーブル 1 芯線またはメタルケーブル 1 ペアごとの接続線番を定め、前条の開通予定日までに契約者に通知します。

#### 第 13 条 (利用責任者の選任)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって利用責任者を選任し、当社所定の手続きにより届け出るものとします。利用責任者を変更したときも同様とします。
2. 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用契約に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

#### 第 14 条 (利用期間)

1. 利用契約は、第 9 条 (契約の成立) に規定する利用開始日の翌月から起算して 1 年間を最低利用期間として定めることとします。
2. 最低利用期間満了の 30 日前までに書面による別段の申し入れがないときは、最低利用期間満了の翌日から更に 1 年間自動的に延長されるものとします。以後についても同様とします。
3. 契約者は、最低利用期間を経過している場合に限り、第 45 条 (契約者からの解約) の規定に則り、利用契約の解約を申し出ることができるものとします。

## 第 4 章 料金

## 第 15 条 (料金)

1. 本サービスの料金は以下の項目からなります。

区分	内容
一時金	利用契約締結の際に支払う一時金
月額料金	利用開始日以降毎月支払う料金

2. 本サービスの料金の額は、別表の専用線サービス料金表に規定するとおりとします。

## 第 16 条 (料金の支払い)

1. 契約者は、当社に対し、本サービスにかかる料金を支払うものとします。
2. 契約者は、当社に対し、前項の料金のほか、当該料金に課される消費税相当額を合わせて支払うものとします。ただし、消費税相当額とは、消費税法に基づき適用される税率に従い算出した金額と、地方税法に基づき適用される税率に従い算出した金額の合算額とします。
3. 本利用契約の期間中であっても、物価変動、公租公課の増減その他経済情勢の変動に基づく事情により、当該料金が不相当と認められるに至ったときは、当社・契約者協議のうえ、料金を変更することができるものとします。

## 第 17 条 (料金の計算方法)

1. 契約者の当社に対する料金支払い義務の対象期間は、利用予定日から、利用契約の終了日までとします。
2. 第 15 条第 1 項の月額料金は、毎月、暦月にしたがって計算する額とします。ただし、期間満了月については、当該月の末日までの月額料金とします。
3. 第 15 条第 1 項の月額料金について、当社が日割りを認めたときは、月額料金を当月の日数で割って計算するものとします。

## 第 18 条 (料金の支払方法)

1. 料金の支払方法は、銀行口座への振込みとし、当社が契約者に対して本サービスを提供する前月の末日までに、当月分を、当社指定の銀行口座に振込み送金して支払うものとします。送金手数料は、契約者の負担とします。
2. 第 1 項にかかわらず、当社は、支払期限および支払方法を変更することができるものとします。また、契約者は、当社所定の方法で支払うものとします。
3. 料金等に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとします。

## 第 19 条 (遅延損害金等)

1. 契約者が料金の支払いを遅滞したときは、契約者は、支払期日の翌日から支払完了の日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 当社は、契約者が複数の利用契約のうちいずれかの料金の支払いを遅滞したときは、既に受領している料金をもって充当することができるものとします。ただし、契約者は、前払い料金をもって他の利用契約の料金支払い債務への充当を主張することはできないものとします。
3. 遅延損害金等に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとします。

## 第 20 条 (債権譲渡)

契約者は、当社が有する料金債権その他の債権を第三者に譲渡することがあることを事前に承諾するものとします。

## 第 21 条 (返金)

1. 契約者が当社に支払った料金は、理由の如何を問わず、返還されないものとします。また、他のサービスの料金への充当もおこなわないものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、当社の責めに帰すべき事由により 24 時間以上継続して契約者が本サービスを全く利用できなかったときは、契約者からの求めに応じ、契約者に対し、本サービスの利用不能期間分の料金を返還するものとします。返金額は、1 ヶ月の料金を利用不能月の日数で割って計算した額とします。ただし、契約者が利用不能状態が発生したときから 1 ヶ月以内に返金の請求をしないときは、契約者は返還請求権を失うものとします。
3. 前項の返還請求は、当社に対する請求時に利用契約が有効に存続していることを前提とします。また、当社は、契約者に対する返還債務と契約者の料金支払債務とを、その対当額において相殺することができるものとします。

## 第 5 章 当社の義務等

### 第 22 条 (設備の提供)

当社は、別紙 1 に定める電気通信設備を利用開始日までに用意し、契約者に通知します。

### 第 23 条 (当社の維持責任)

1. 当社は、本サービスを円滑に提供できるよう、当社電気通信設備を善良な管

理者の注意をもって維持管理・運用するものとします。

2. 当社は、当社電気通信設備の維持管理および運用に係わる作業の全部または一部（修理または復旧を含みます）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第 24 条 (当社設備の障害等)

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社電気通信設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに当該箇所を修理または復旧します。

#### 第 25 条 (修理・復旧)

1. 天災地変等により本サービス提供のために用いる当社電気通信設備が故障または滅失したときは、以下の順にしたがって修理・復旧をおこなうことができるものとします。
  - (1) 気象機関、医療保健機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察・海上保安機関、防衛機関に提供されるもの。輸送確保・通信確保および電力確保に必要とされ提供されるもの
  - (2) ガス、水道の供給に必要とされ提供されるもの。選挙管理機関に提供されるもの。新聞社、放送事業者または通信社に提供されるもの。預貯金業務、国または地方公共団体に提供されるもの（前号に規定するものは除きます）
  - (3) 前二号の他、当社が優先して修理・復旧すべきと判断したもの
  - (4) 前三号のいずれにも該当しないもの
2. 本条にいう「復旧」は、当社が契約者に対し、復旧の通知を送付した時点で完了したものとします。
3. 当社は、原則として、当社の営業時間内に限り、本条の修理・復旧の作業をおこなうものとします。

#### 第 26 条 (本サービスの一時停止)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。なお、本サービス提供の一時停止中も、契約者の当社に対する料金支払義務は存続するものとします。
  - (1) 支払期限を経過しても料金の支払いがなされないとき
  - (2) 第 6 章に定める契約者の義務に違反したとき
  - (3) 前各号のほか、本利用契約の規定に反する行為により、当社の業務遂

行または当社電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れがあるとき

2. 当社と契約者との間で複数の利用契約があるときは、当社は、いずれか1つの契約について前項各号の事由に該当すれば、すべての契約について前項の措置をとることができるものとします。
3. 当社は、契約者が前項各号の事由を解消したと当社が判断したときは、本サービスの提供を回復することができるものとします。

#### 第 27 条 (本サービスの中止)

当社は、以下の各号のいずれかが生じたときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。

1. 当社電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
2. 個人情報の漏洩が想定される事態が生じたとき
3. 本サービスの提供場所を変更するとき
4. 当社電気通信設備への第三者の侵入または第三者からの攻撃により、当社、契約者または第三者に損害が生じているとき、または生じる恐れがあるとき
5. 当社電気通信設備が故障または滅失し、第 24 条 (当社設備の障害等) の修理・復旧が不可能であるとき

#### 第 28 条 (本サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。この場合、本サービスの全部または一部は、当社所定の廃止日をもって終了するものとします。

#### 第 29 条 (契約者への通知)

当社は、第 28 条 (本サービスの廃止) の措置をおこなうときは、契約者に対し、予めサービス廃止日の1か月前までにその旨を通知するものとします。ただし、緊急その他必要なときは、この限りではありません。

### 第 6 章 契約者の義務等

#### 第 30 条 (本サービス設備等の障害対応)

1. 契約者は、本サービスの利用について障害があることを知ったときは、契約者機器に故障がないことを確認の上、ただちに当社にその旨を通知するものとします。

2. 前項の通知があったときは、当社はその原因を調査し、復旧を行い、契約者に対してその結果を通知するものとします。
3. 前項の結果、当該障害が契約者の責に帰すべき事由により生じた場合は、当該障害の調査、修理または復旧のために要した費用を当該契約者に請求できるものとします。
4. 当社は、本サービス用設備の修理または復旧を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第 31 条 (障害連絡先の特定)

1. 契約者は当社に対し、当社が障害通知を連絡する場合の連絡先（以下、「障害時連絡先」という）を通知するものとします。
2. 障害時連絡先の変更があったときは、契約者は当社に対し、速やかにその旨および変更後の障害時連絡先を届け出るものとします。

#### 第 32 条 (契約者機器の設置等)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任において契約者機器を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 契約者が前項の規定に従い契約者機器の設置を行わない場合、当社は本サービス提供の義務を負わないものとします。

#### 第 33 条 (契約者機器の接続)

1. 当社は、本サービスのための接続点を当社電気通信設備（光配線盤）内に設け、利用開始日までに接続サービスを利用可能な状態とします。
2. 契約者は、契約者機器と接続点を接続するためのケーブルを用意し、当社の社員立会いのもと、自らの費用と責任において接続作業を行うものとします。
3. 当社は、前項の作業内容が、当社が本サービスを提供する上で支障になると判断した場合は、接続を許可しないことがあります。
4. 契約者は、契約者の所有に属さない機器、設備、備品、建築物その他いかなる動産及び不動産に対して、変更、操作、変形、調整、または修理等を行ってはなりません。また契約者は、契約者の所有に属さないラック、壁、床、天井に標識、表示等を行ってはなりません。
5. 契約者は、次の各号のいずれかに該当するものを当社電気通信設備周辺に持ち込んではなりません。
  - (1) マニュアル類以外の紙製品やその他の可燃性物質
  - (2) コンピュータや通信機器等に妨害を与える電磁機器
  - (3) 石油、アルコール類

- (4) 食品、飲料、水
- (5) 爆発物、武器等の危険物
- (6) その他当社が本サービスを安全に提供する上で支障になると判断したもの

#### 第 34 条 (契約者機器の接続の解除)

1. 契約者は、利用契約の解約があった場合は、当社の社員立会のもと、自らの費用と責任において接続解除作業を行うとともに、当社電気通信設備内に敷設した契約者所有のケーブルを撤去するものとします。
2. 利用契約の解約があった後、契約者が当社の指定する期間内に接続の解除および契約者ケーブルを撤去しない場合、当社は契約者機器の接続を解除するとともに、当該ケーブルを換価、廃棄その他当社が適当と判断する方法により処分することができるものとします。

#### 第 35 条 (契約者機器の運用)

契約者機器は、当該契約者の責任において運用するものとします。当社は、契約者機器に対して一切の作業、操作等を行わないものとします。

#### 第 36 条 (当社電気通信設備の環境維持)

1. 契約者は当社電気通信設備に、発火、発煙、有害物質の放散、極端な温度または湿度の変化、その他当社施設の環境に悪影響を及ぼすいかなる契約者機器も設置しないものとします。
2. 当社は、当社電気通信設備の環境に悪影響を及ぼすおそれのある契約者機器を発見したときは、契約者に事前の通知をすることなく、当該契約者機器の撤去その他当社が必要と判断する措置をとることができるものとします。
3. 契約者機器から発生した損害については、当該契約者が損害賠償の責任を負担するものとします。

#### 第 37 条 (第三者の監督)

契約者は、本サービスを第三者に利用させるときは、第三者に契約者と同様の義務を負わせ、適切に監督するものとします。また、当該第三者の行為により当社に損害を与えたときは、契約者は、当社に対し、当該第三者と連帶してその損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 38 条 (情報の提供)

1. 契約者は、本サービスの利用に際し、契約者の契約者情報を当社所定の方法

により正確に提供するものとします。

2. 契約者は、前項の契約者情報に変更が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。なお、契約者は、当社からの求めに応じ契約者の契約者情報に変更があったことを証明する書類を提出するものとします。
3. 契約者は、合併、会社分割等により契約者の地位の承継が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。
4. 契約者は、ネットワーク構成または契約者機器の構成が変更したときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。

#### 第 39 条 (権利の譲渡等)

1. 契約者は、当社に対する料金等の支払いの遅滞がなく、かつ書面による当社の事前の承諾がない限り、本サービスを利用する地位を譲渡、貸渡し、質権の設定その他担保に供することができないものとします。
2. 前項の地位の譲渡を当社が承諾しないときは、当社は、利用契約を解約することができるものとします。
3. 当社が第 1 項の譲渡を承諾したときは、譲受人は、利用契約に基づく契約者の一切の債務を承継するものとします。

#### 第 40 条 (禁止行為)

1. 契約者は、以下の行為またはその恐れのある行為をおこなうことはできないものとします。
  - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
  - (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
  - (3) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売、販売広告を表示する行為
  - (6) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (7) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (9) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、また

- は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせるメールを送信する行為
- (10) 他者の電気通信設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用・運営に支障を与える行為
  - (11) 違法な賭博を行わせ、または賭博への参加を勧誘する行為
  - (12) 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負・仲介・誘引する行為
  - (13) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載する行為
  - (14) 人を自殺に誘引・誘導し、または第三者に危害の及ぶ恐れのある自殺の手段等を紹介する行為
  - (15) 公職選挙法に違反する行為またはその恐れがある行為
  - (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクを貼る行為
  - (17) 犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者が掲載することを助長する行為
  - (18) その他、公序良俗に違反すると当社が判断する行為
2. 契約者が前項各号のいずれかの行為をおこなったときは、当社は、事前の予告なく、以下のいずれかまたは複数を組み合わせた措置をとることができるものとします。契約者から再販された第三者が前項の行為をおこなったときも同様とします。
- (1) 前項の行為を止めるように要求すること
  - (2) 第三者との間でクレーム等の解消のための協議をおこなうように要求すること
  - (3) 本サービスを利用してインターネット上に表示した不適切な情報の削除を要求すること
  - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する不適切な情報の全部または一部を削除または第三者が閲覧できない状態に置くこと
  - (5) その他、本サービスの利用を制限すること
3. 当社は、第三者から当社に対してクレームが出され、かつ当社が必要と認めたとき、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当であると当社が判断したときも、前項の措置をとることができるものとします。

#### 第 41 条 (アダルトサイト等の禁止)

契約者は、本サービスを利用して、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号／以下、「風営法」という）

の定める性風俗関連特殊営業をおこない、または風営法の定める性風俗特殊営業に関する情報を第三者に閲覧もしくは利用させてはならないものとします。

#### 第 42 条 (法の遵守)

契約者は、本サービスの利用に際し、日本国の法令のみならず、電気通信設備の所在地、契約者の住所地および本サービスを利用しておこなう業務を遂行する地域の各法令も遵守するものとします。

### 第 7 章 損害賠償

#### 第 43 条 (当社の損害賠償責任)

##### 1. 免責

- (1) 当社は、契約者が本サービスの利用および終了により被った損害について、当社の責に帰すべき事由により生じたものであり、当社に故意または重過失のない限り、契約者に対し、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の損害賠償責任を負わないものとします。
  - (2) 当社は、第三者が当社の電気通信設備を経由して不正な方法により契約者の契約機器等に損害を与えたときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
  - (3) 当社は、電気通信設備内に保存されたデータ等が何らかの事由により消滅・毀損したときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
  - (4) 当社は、天災、台風、地震その他の天変地異または第 5 章に定める当社の措置をおこなうことにより契約者に損害が発生しても、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、前項第 1 号に基づき損害賠償責任を負うときであっても、契約者に対し、本サービスの月額料金を限度額としてのみ賠償するものとします。
  3. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に合致すること、期待する機能、商品的価値や有用性を有すること、サービスの結果の完全性、合理性、妥当性について、明示的にも黙示的にも一切の保証をおこなわないものとします。

### 第 8 章 契約の終了

#### 第 44 条 (当社からの解約)

1. 当社は、契約者が以下のいずれかに該当したときは、契約者に対し何らの通知または催告を要せず、直ちに利用契約の全部または一部を解約できるものとします。
  - (1) 第 26 条（本サービスの一時停止）ならびに第 27 条（本サービスの中止）の各号のいずれかに該当し、本サービスの停止期間経過後も改善が見られないとき
  - (2) 振出もしもしくは引受けした手形または小切手が不渡りになったとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けるなどして信用状態が悪化したとき
  - (4) 民事再生、会社更生、破産、任意整理その他の倒産手続きの申立てがなされたとき
  - (5) 解散または事業譲渡をおこなったとき
  - (6) 第 40 条（禁止行為）ならびに第 41 条（アダルトサイト等の禁止）の各号のいずれかの行為をおこなったとき（契約者から再販された第三者がおこなった場合も含む）
  - (7) 契約成立後に、契約者が第 8 条（申込みの拒絶）各号のいずれかに該当することが判明したとき
  - (8) その他利用契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき
2. 利用契約の解約日は、解約通知の中で当社が定めた日とします。
3. 当社は、本条による解約をおこなったときであっても、契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

#### 第 45 条（契約者からの解約）

1. 契約者は、当社所定の方法に従い、契約者が解約を希望する月の 6 ヶ月前までに当社が契約者からの通知を受け取ることにより、本利用契約を解約できるものとします。ただし、契約者が当社に対する料金等の支払いを遅滞しているときは、解約できないものとします。
2. 利用契約の解約日は、契約者が解約を希望する月の末日とします。
3. 契約者は、第 14 条（利用期間）の最低利用期間内の契約終了を希望するときは、当社に対し、最低利用期間分の残りの料金を一括して支払い、即時本利用契約を解約することができるものとします。

#### 第 9 章 その他

#### 第 46 条（個人情報保護）

1. 当社は、以下の各号に該当する契約者の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項の個人情報の定義に該当する情報をいい、以下、「個人情報」という）を契約者本人から直接収集し、または間接に知られた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができることとします。
  - (1) 本利用契約の申込時および利用契約の変更時等に収集される個人情報
  - (2) 当社施設入退出時に収集される監視カメラでの映像の記録を含む個人情報
2. 当社は、これらの個人情報を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しないものとします。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって本サービスの提供に支障を及ぼす恐れがあるとき
3. 当社は、契約者が個人情報の提供を拒否する場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
4. 当社は、本利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報を消去するものとします。ただし、本利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

#### 第47条 (反社会的勢力の排除)

当社および契約者は、相手方が次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、本利用契約の全部又は一部を解約することができることとします。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとします。

1. 当社および契約者は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
  - (6) その他前各号に準ずるもの
2. 当社および契約者は、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。
- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第 48 条 (要求の拒絶)

当社は、契約者からの要求が技術的に困難である等の理由により、当社の業務遂行上に支障が見込まれるときは、その要求を拒絶できるものとします。

#### 第 49 条 (準拠法および管轄)

1. 本利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本利用契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第 50 条 (誠実協議)

本約款に規定のない事項について、または本約款の条項の解釈に疑義を生じたときは、当社と契約者は、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

第 51 条 (雑則)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙 1 のとおりとします。

附則

本約款は、平成 26 年 8 月 15 日から実施します。

(改定履歴)

平成 26 年 8 月 15 日 第 1.0 版発行

別紙1 電気通信設備仕様等

1. 光ケーブル専用線

- ・ シングルモード光ファイバケーブル
- ・ 心線径 10  $\mu\text{m}$
- ・ 性能特性
  - 絶縁抵抗 50  $\text{M}\Omega$  以下
  - 光損失値 2 地点間 8 dB 以下

2. メタルケーブル専用線

- ・ 心線径 0.65 mm
- ・ 提供仕様
  - 絶縁抵抗 50  $\text{M}\Omega$  以下
  - 線路抵抗 750  $\Omega$  以下

以 上

別表 専用線サービス料金表（第15条関係）

1. 光ケーブル専用線料金単価表

料金区分	料金計算の 単位	単価 (円)	適用
1. 一時金			
(1) 契約料	1芯ごと	無料	
(2) 工事料			
① 開通工事費	1芯ごと	無料	
② 解除工事費	1芯ごと	無料	
2. 月額料金			
(1) サービス料金	1芯/メータ毎	15	

2. メタルケーブル専用線料金単価表

料金区分	料金計算の 単位	単価 (円)	適用
1. 一時金			
(1) 契約料	1ペアごと	無料	
(2) 工事料			
① 開通工事費	1ペアごと	無料	
② 解除工事費	1ペアごと	無料	
2. 月額料金			
(1) サービス料金	1ペア/メータ毎	5	